

よくあるご質問・お問い合わせ窓口

【よくあるご質問】

No.	ご質問
	回答
1	Q： 「お取引目的等のご確認のお願い」を行う目的・根拠を知りたい。
	A： 昨今、国内の金融機関に対しマネー・ローンダリング等の防止に向けた対応の強化が一層強く求められており、当金庫を含む信用金庫も「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、お客さまのお取引目的などに対する確認が義務づけられております。
2	Q： ダイレクトメールが届いたが、自分の口座に何か疑いがあるのでしょうか。
	A： お取引目的等のご確認については、特定のお客さまを疑ってご案内しているものではなく、マネー・ローンダリング等対策の一環として全てのお客さまに広く継続的にご協力をお願いしていくものです。 ご質問事項が多岐にわたりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。
3	Q： どのように対象者を選定しているのですか。
	A： 原則として、当金庫とお取引いただいているすべてのお客さまを対象としてご案内を発送しております。 ご案内の発送時期やアンケートの内容は、お客さまのお取引状況によって異なります。
4	Q： さがみ信用金庫からのダイレクトメールであることを、どうやって確認すればよいのでしょうか。
	A： 当金庫ホームページ上に、開封前のダイレクトメール紙面サンプルを掲載しておりますので、そちらをご確認いただきたく存じます。 URL： https://www.shinkin.co.jp/sagami/about/moneylondering_tero.shtml 【フィッシング詐欺にご注意ください】 当金庫では、「お取引目的等の確認」の調査をダイレクトメール発送により実施しており、電子メールやショートメッセージで回答を依頼する形式は採用しておりません。 また、暗証番号・インターネットバンキング等の各種パスワードを当金庫からお聞きすることは一切ございません。

5	Q: (個人のお客さま) 本人以外が代理でアンケートに回答してもよいでしょうか。
	A: 未成年のお子様の回答を保護者が行う場合等を除き、原則として預金者ご本人様以外による申請は受付することができません。 ご本人さまが転居されている等の事情がございましたら、住所変更等の各種お手続きが必要になりますので、お取引店または最寄りの当金庫店舗までご連絡をお願いいたします。 ※このアンケートへの回答では住所等の変更手続はできません。
6	Q: (法人・団体のお客さま) 代表者や経理担当者以外がアンケートに回答してもよいでしょうか。
	A: アンケート対象の法人・団体に所属している方からのご回答であれば、問題はございません。
7	Q: アンケートに回答しないと取引等に影響があるのでしょうか。
	A: このアンケートにご回答いただけなかったことのみをもって、直ちにお取引の制限を実施することはございません (※)。 マネー・ローンダリング等の防止に向けた取組みのためには、お客さまの最新の情報のご確認が必要です。ので、できる限りご回答をお願いいたします。 ※お届け住所にダイレクトメールが届かず当金庫からご連絡がつかない場合や、前回お届けいただいた在留期限の満了日を超過している等の場合、預金口座等のご利用を一部制限させていただく可能性がございます。
8	Q: スマートフォン・タブレットを持っておらず、WEB アンケートに回答できません。
	A: WEB 形式でのアンケート回答が難しい場合、お取引店または最寄りの当金庫店舗窓口で、同様のアンケートへの回答をお願いいたします。 ご来店いただく際は、ダイレクトメール紙面と預金者ご本人であることを確認できる書類 (運転免許証等) をお持ちください。
9	Q: 店頭で本人確認書類を提示したばかりですが、アンケートに回答しなければならないのでしょうか。
	A: ダイレクトメールの印刷から発送まで一定の時間がかかるため、その間に店舗窓口でお手続きいただいたお客さまにも、入れ違いでダイレクトメールが発送されてしまう可能性がございます。 令和6年4月以降、新規口座開設や住所変更等の手続きを実施しているお客さまは、アンケート回答は不要です。

10	Q： 回答期限が切れてしまったが、回答を受け付けてもらえますか。 A： 回答期限経過後、WEBアンケートフォームはご利用できなくなります。ご本人様が店舗窓口にご来店いただき、直接お問い合わせいただければ、店頭でアンケート回答を受け付けることが可能です。 また、アンケートにご回答いただけなかったお客さまは次回のアンケート対象となり再度ご案内が発送されますので、その際にご回答いただく形でも構いません。
11	Q： WEBアンケートの入力内容を間違えてしまいました。 A： アンケート回答完了後であっても、回答期限が到来するまでは再度WEBアンケートフォームからログインし、回答をやり直すことが可能です。 回答期限が経過してしまった場合は、WEBアンケートフォームはご利用できなくなります。
12	Q： 法人の「実質的支配者」とは何ですか。 A： 法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人や上場企業等（上場企業の子会社や、国・地公体を含みます）のことで、大株主、大口債権者、大口出資者等の方が該当します。 【資本多数決法人のお客さま：株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社など】 以下の①～④の一番最初に該当した方が、その法人の実質的支配者となります。 ① 議決権（出資比率）の50%超を直接または間接的に保有する個人・上場企業等 ② 議決権（出資比率）の25%超を直接または間接的に保有する個人・上場企業等 ③ 出資、融資、取引、その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・上場企業等 ④ 法人を代表し、その業務を執行する個人（法人代表者） 【資本多数決法人以外の法人のお客さま：合名会社、合同会社、合資会社など】 以下の①～④の一番最初に該当した方が、その法人の実質的支配者となります。 ① 収益総額の50%超の配当・分配を受け取る権利がある個人・上場企業等 ② 収益総額の25%超の配当・分配を受け取る権利がある個人・上場企業等 ③ 出資、融資、取引、その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力のある個人・上場企業等 ④ 法人を代表し、その業務を執行する個人（法人代表者）

13	Q： 「外国 PEP s」 とは何ですか。
	A： 「外国の重要な公的地位にある方」(過去にその地位にあった方を含みます)のことを指します。お客さまご本人またはご家族の方が外国 PEPs に該当する方はご申告をお願いいたします。 【外国の重要な公的地位】 ① 外国の元首 ② 日本における内閣総理大臣、国务大臣、副大臣に相当する職位 ③ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職位 ④ 日本における最高裁判所裁判官に相当する職位 ⑤ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職位 ⑥ 日本における統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職位 ⑦ 外国の中央銀行の役員 ⑧ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員 【ご申告いただく必要があるご家族の範囲】 ① 父母 ② 子 ③ 兄弟姉妹 ④ 配偶者 ⑤ 配偶者の①～③にあたる方

【本アンケートにかかるお問い合わせ窓口】

●さがみ信用金庫 事務部 / Tel. 0465-24-3181

《受付時間》 平日 9：00～17：00（土日祝、年末年始除く）